

公益財団法人長野県産業振興機構 専門家派遣事業の手引き

【登録専門家用】

(公財)長野県産業振興機構(以下「機構」と言います。)では、創業、経営、技術、ISO、販路開拓など、様々な課題を抱える中小企業者等に対し、専門家を企業等へ派遣し、適切な助言等を行う専門家派遣事業を実施しています。

この事業の実施に当たり、企業にアドバイスのできる高い能力と意欲を有する専門家を隨時募集しています。

I 公募要領

1 専門家の要件

次の(1)～(3)のうちいずれかに該当する方

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、弁理士、司法書士、行政書士、弁護士、販売士、情報処理技術者、技術士、ISO審査員及びHACCP専門講師のいずれかの資格を有する方
- (2) 以下の①、②をいずれも満たす方
 - ① 企業、大学、公的研究機関等の管理者、技術者等として10年以上の実務経験を有する
 - ② 創業、経営革新、販路開拓、商品開発等の中小企業支援の経験を有する
- (3) その他、機構が特に必要と認める方

2 専門家名簿への登録

当事業において、専門家として活動いただくためには、あらかじめ機構が作成する「専門家名簿」への登録が必要です。

専門家名簿への登録を希望される場合は、登録依頼書を機構までご提出ください。書類審査を行い、要件を満たしている場合は名簿に登録します。

名簿への掲載は、専門家の支援力や助言力を機構が担保するものではありません。

そのため、機構の登録専門家であることを、ご自身の名刺やホームページ等でPRしたり、営業ツールとして使用したりしないでください。

ルールを守らず、悪質な行動が見受けられた場合は、名簿から削除することがあります。

3 登録有効期間及び名簿の公開

専門家の登録有効期間は、西暦の偶数年度期初から翌年度期末まで（直近は2024年4月1日から2026年3月31日まで）の2年間です。

登録申請は隨時募集しておりますが、期間途中からの登録であっても、満了の日は上記年度期末となります。

登録された名簿は、当機構のホームページで公開します。

期間満了後は、改めて登録手続が必要です。（更新時期が近づきましたら、別途ご連絡します。）

4 専門家の業務

支援希望企業からの指名や機構からの紹介により、企業への派遣専門家に指定されましても、実施計画書を作成し、郵送、持参または電子メールにより機構にご提出いただきます。

その計画書が適切であると機構が判断した場合、計画書に基づいて企業へのアドバイスを行っていただきます。

5 派遣内容

派遣に当たっての業務内容は以下のとおりです。

- (1) 企業への派遣は、1企業について1年度内に1経営課題のみ認めます。
- (2) その派遣時間は、2時間を1単位とし、年間12単位（24時間）まで、1日3単位（6時間）までとします。

ただし、創業者枠及び小規模事業者枠の支援企業の派遣時間は、年間9単位（18時間）、1日3単位（6時間）までとします。

- (3) 創業者枠または小規模事業者枠の支援企業が、派遣実施が終了した後に同じ経営課題に関する支援を続けて希望する場合、同一年度内に最大3単位（6時間）の一般枠をさらに申請することができます。

次項の要件を満たしている創業者枠または小規模事業者枠の支援企業が、派遣実施が終了した後に同じ経営課題に関する支援を続けて希望する場合は、同一年度内に最大3単位（6時間）のDX・省力化枠の申請ができます。

- (4) 支援内容が次のいずれかに合致するものであった場合、「DX・省力化枠」として実施します。

① 管理システムのAI化、ホームページへの注文・予約システムの完全導入、ECサイトへの本格的な移行など、AIやITなどのデジタル技術を用いることで、経営形態あるいはビジネススタイルの根本的

な変容を目指すもの。

- ② 業務内製化等を担うデジタル技術に精通した人材の確保又は育成により、持続的な付加価値向上や事業効率化を目指すもの。
 - ③ 人手不足に対応するために省力化機器等を新たに導入することで、省力化、組織変革を目指すもの。
- (5) 派遣には、1単位以上となるオンラインを活用した会議を含むものとします。
- (6) 派遣にあたって、必要に応じて、機構職員が立ち会うことがあります。
- (7) 1日の派遣が終了するごとに、派遣日から1週間以内をめどに実施報告書を電子メール又はFAXにて報告いただきます。
- (8) 派遣が全て終了した後は、最終的な業務報告を、郵送、持参または電子メールによりご提出いただきます。その際には、派遣時に使用したレジュメや成果物等の添付もお願いします。

6 派遣経費

派遣に要する経費は、派遣時間1単位(2時間)につき15,000円です。消費税は別途お支払いします。

お支払は、派遣事業が全て終了し、企業からの終了報告と専門家からの業務報告をそれぞれ提出いただいた後、専門家からの請求に基づいて、指定の金融機関の口座に振り込みます。

なお、消費税の適格請求書保存方式(インボイス制度)の適格請求書発行事業者の登録をされている方は、請求書に登録番号の記載を忘れないよう、ご留意ください。

7 禁止事項

以下の項目に抵触した場合は、登録を取り消します。

- (1) 助言上知り得た秘密事項等を他に漏らした場合
- (2) 本事業の目的や内容、登録時に提出いただく同意書の内容を逸脱した行為を行ったと機構が判断した場合
- (3) 心身の故障のため助言業務に耐えられないと機構が判断した場合

8 注意事項

- (1) 当事業は、中小企業者等からの要請に基づいて実施しています。専門家として登録されても、派遣依頼が必ずあるわけではありませんのでご了承ください。
- (2) 派遣実施中の事故等に対する補償はありません。事故等の防止について

十分ご注意ください。

- (3) 本事業によって得られた全ての成果は、原則として派遣を受けた対象企業に帰属します。
- (4) 機構は、支援により高い効果があった案件について、派遣を受けた企業の了解を得て、事例集への掲載など、幅広く情報提供することがあります。
- (5) 支援希望企業との関係が以下の要件に該当する専門家は派遣しません。
派遣決定後でも、要件に該当することが判明した場合は、派遣決定を取り消します。
 - ①支援希望企業の役員又は社員の身分を有する専門家
 - ②支援希望企業における役員等の4親等以内の親族である専門家
 - ③支援希望企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数もしくは出資価額の総額の50%以上に相当する数もしくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する専門家
 - ④支援希望企業が、発行済み株式の総数もしくは出資価額の総額の50%以上に相当する数もしくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する専門家
 - ⑤支援希望企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している専門家
- (6) 派遣内容が以下の場合は派遣しません。
 - ①派遣しようとする専門家の事務所において事業を行う場合
(5派遣内容の(5)に規定するオンライン会議を除く)
 - ②派遣の要請が単に専門家による資料等の作成代行(ホームページ作成、就業規則の作成など)と認められる場合
 - ③複数の企業に対して支援を行う場合(集団研修等)
 - ④支援希望企業が、3年連続して専門家派遣を受けている場合
 - ⑤その他、機構が支援の対象として相応しくないと判断した場合

II. 登録方法

- (1) ホームページ画面から必要事項入力
(公財)長野県産業振興機構ホームページのサブメニュー「専門家派遣事業」の中の「専門家登録」を開いていただき、登録要件を確認後、入力フォームに必要事項を入力ください。
URL: https://www.nice-o.or.jp/senmonka_pre_confirm/
- (2) 入力内容確認・送信 入力が終わりましたら、内容を確認してください。

入力内容がそのまま「専門家名簿登録依頼書」様式になりますので、依頼書を印刷し、その後、「登録」をクリックしてください。件名が「専門家登録の仮申請について」のメールが届きましたら、仮登録終了です。

(※ まだ登録完了ではありません。)

(3) 専門家名簿登録依頼書の提出

印刷した「専門家名簿登録依頼書」に「専門家名簿登録同意書」及び次のいずれかの書類を併せて、機構に郵送、持参または電子メールで提出してください。

- ① I-1-(1) の登録要件を満たす資格をお持ちの方はその免状等の写し
- ② ①以外の方は、本人の確認ができるもの（運転免許証等）の写し
(※ 上記の「専門家登録の仮申請について」のメール内容を参考としてください。)

なお、登録名簿の管理上の理由から、HP の入力時に顔写真データを入力していただくか、上記必要書類の提出時に顔写真（データ）を添付いただくようお願いします。（あくまでも名簿管理上のもので、非公開ご希望の方の顔写真は公表しませんのでご理解願います。）

登録手続が終了しましたら、メールでご連絡します。

【提出先】 〒380-0928 長野県長野市若里一丁目18番1号

公益財団法人長野県産業振興機構 経営支援本部 経営支援部

担当：小林

電話：026-227-5028 FAX：026-227-6086

haken@nice-o.or.jp